



ひだか

第70号

農業委員会だより

令和7年3月

発行：日高市農業委員会 編集：農業委員会だより編集委員会 住所：日高市大字南平沢 1020 TEL：042-989-2111



目標地図イメージ

目次（ページ）

- 2 令和6年度の活動報告
- 3 地域計画の策定について
農地の貸借について
- 4 農業者支援事業について
農業者年金について
農地の賃借料情報

地域計画（目標地図）を 策定しました！

「地域計画」とは、農業者や地域のみなさんの話し合いにより、10年後、誰がどのように地域の農地を利用していくのか、将来の地域農業の方向性を示す計画です。

令和6年度の活動報告

I 農地法に関する事務（R7年1月1日現在）

1. 総会等の開催及び議事録の作成

開催日の周知及び議事録の作成等を実施。

2. 事務に関する点検

点 検 項 目	件 数	実 施 状 況	標準処理期間
農地法第3条に基づく 許可事務（農地の売買等）	許可15件 不許可0件	- 申請人に対し事実確認 - 農業委員等・事務局職員による現地調査を実施 - 総会にて審査基準を踏まえた審議	30日
農地転用に関する事務	35件	- 申請人に対し事実確認 - 農業委員等・事務局職員による現地調査を実施 - 総会にて許可基準を踏まえた審議を経て 県知事へ送付	30日
農地所有適格法人からの 報告への対応	管内の農地所有適格法人数8法人 (うち報告書提出済みの農地所有適格法人数8法人)		
情報の提供等	《賃借料情報の調査・提供》…農業委員会だよりで周知 調査対象賃貸借件数57件 公表時期：令和7年3月		
	《農地の権利移動等の状況把握》…提供していない 調査対象権利移動等件数15件 取りまとめ時期：令和6年12月		
	《農地基本台帳の整備》 整備対象農地面積1,020ha 台帳更新：年1回の税情報により補正実施		

II 最適化に関する活動

●活動内容

- ・年に一度、管内の農地全筆を対象とする農地利用状況調査を実施。
(昨年度よりタブレット端末を活用し、航空写真と照らし合わせながら確認)
- ・各委員により、定期的に担当地区内のパトロールを行い、農地状況を把握し、遊休農地解消や農地集積に係る活動を実施。
- ・新規就農希望者の相談に対し、関係機関と連携し、就農に関する支援を実施。
- ・農業の担い手不足解消に向けた『援農サポーター事業』について検討を行い、市ホームページに『援農サポーター事業』の紹介ページを掲載。

◎地域計画を策定しました

【地域計画とは】

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和5年4月よりこれまでの「人・農地プラン」に代えて「地域計画」を策定することが法定化されました。

地域計画では、おおむね10年後の地域農業の計画書と誰がどの農地を耕作するかを記載した目標地図を併せて作成し、公表することが義務づけられています。

市では、令和7年3月に高麗、高麗川、高萩の3つの地域で、計画を策定しました。

【地域計画の内容】

- ・地域農業の現状と課題
- ・地域農業の将来の在りかた
- ・地域農業の将来の在りかたを達成するために必要な事項
- ・目標地図

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



農業者の皆様へ

農地の貸借は、原則^(※1)として埼玉県農林公社経由になりました

〈 令和7年3月以前 〉

利用権設定による農地の貸借^(※2)



貸し手



借り手

〈 令和7年4月以降 〉

中間管理事業による農地の貸借



貸し手



農 林 公 社



借り手

※1 令和7年4月以降も、農地法第3条に基づく農地の賃貸借を行うことは可能です。

※2 農業経営基盤強化促進法に基づき市が作成する農用地利用集積計画

農用地利用集積計画では、貸借開始の約1ヶ月前の申し出でしたが、変更に伴い、貸借開始の約3ヶ月前の申し出が必要となります。提出書類等も変更がありますので、新規の貸借や更新の際には、早めに農業委員会までご相談ください。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

(例) 7月1日を貸借の始期とする場合、
3月末日までに申請が必要です。



農地の貸し借りは、農業委員会へ手続きが必要です！

農業者に対する新たな支援 がはじまります

農業担い手支援

認定農業者及び認定新規就農者等が農業用機械の更新や経営地の拡大をする際に、その費用の一部を補助する制度が始まります。

○農業用機械の更新

上限 20万円または 50万円

○経営地の拡大

上限 5千円または 1万円／100㎡

野生動物防除支援

野生動物による農作物被害を防ぐための防護柵の購入及び設置費用の一部が補助されます。

○市内の農地に設置する防護柵の費用

上限 2万円

対象者や申請方法など、詳しくは日高市ホームページをご覧ください



担い手支援



野生動物
防除支援

若い農業者の皆さん！

自分の老後

自分で守れますか？

若い農業者の方は、

国民年金の上乗せの公的な年金

「農業者年金」に加入して安心して豊かな老後を！

【ポイント1】

保険料は自由に選べる！

(2万円～6万7千円、千円単位)

さらに、35歳未満であれば、

1万円からでも加入可能！

【ポイント2】

認定農業者で青色申告者等には、

国庫補助で手厚い支援！

1万円の自己負担で2万円の積立てが実現！

【ポイント3】

自ら支払った保険料は、

全額社会保険料控除の対象！

その他にも、税制面で優遇措置がある！

※農業者なら誰でも入れる「終身年金」です。

年間60日以上農業に従事している、国民年金の第1号被保険者である20歳以上60歳未満の方又は60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者が加入できます。

詳しくは…「農業者年金基金」で検索

*お問い合わせ先

農業者年金基金、最寄りの
農協、農業委員会へ



◇農地の賃借料情報

令和6年中に貸借している農地の平均額は次の表のとおりです。

平均額は法的な効力、決定力を持つものではなく、あくまでも参考値となります。

実際の賃借料は、農地の状況に合わせて貸し手と借り手の両者でよく話し合ってください。

地 目	田	畑
R6年平均額	事例なし	5,754 円
(R5年平均額) (R4年平均額)	(5,200 円) (3,000 円)	(6,600 円) (5,567 円)
R6年最高額	－円	35,000 円
R6年最低額	0 円	0 円

(* 1,000 ㎡あたりの年額)

編集委員 (順不同)

鳴河のり子、小岩井義則、森谷進、吉原一雄、
道谷淳史、山口順、紫藤清司